

○九州工業大学機器学外者利用要項

平成27年9月1日

学 長 裁 定

九州工業大学機器学外者利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学（以下「本学」という。）が所有する利用可能機器について、学外者の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録機器)

第2条 利用に供する機器は、本学公式ウェブサイトで利用可能と登録されている機器（以下「機器」という。）とする。

(休業日)

第3条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日まで
- (3) その他、本学が特に必要と認めた日
- (4) 機器管理責任者が対応できない日

(利用者の資格)

第4条 機器の利用については、機器管理責任者及び本学が適当と認めた者とする。

(機器管理責任者)

第5条 機器管理責任者は、各機器を管理する教員をもって充てる。

(利用について)

第6条 利用希望者は、所定の「機器利用申込書（別紙様式）」を機器管理責任者に提出し、承認を得なければならない。

2 利用希望者は、「機器利用について（別紙）」に同意のうえ、その申し込みをするものとする。

(利用料の負担)

第7条 利用希望者は、利用料を、本学が発行する請求書に基づき、本学が指定する日までに支払わなければならない。

(損害の弁償)

第8条 やむを得ない事情により利用希望者に損害が生じた場合であっても、機器管理責任者及び本学は基本的にその責を負わないものとする。

2 利用希望者の責に期すべき理由により本学の機器に損害を与えた場合は、利用希望者の負担において損害を賠償させるものとする。

(秘密の保持等)

第9条 機器管理責任者及び利用希望者は、機器利用の際に知り得た相手方の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

(データの取扱等)

第10条 機器管理責任者及び本学は、機器の使用条件について保証するが、得られたデータの品質を保証するものではない。

2 利用希望者が、データを公表する時には機器管理責任者及び本学との書面による同意なしに、機器管理責任者及び本学の名を使用することはできない。これに反して、機器管理責任者及び本学の名を使用してデータを外部へ公表したことにより、機器管理責任者及び本学が受けた被害及び損害については、利用希望者全責任を負うものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年9月1日から施行する。

機器利用について（別紙）

1. 機器利用を行うには、次の事項に同意が必要です。
 - （１） 学内の使用が優先されますので、納期のご希望に添えるとは限りません。納期に関しては依頼毎に、機器管理責任者に確認ください。
 - （２） 効率よく測定・分析を行う為に利用希望者の立会をお願いする場合があります。立会が不可能な場合、納期が遅れる事があります。
2. 利用可能機器の確認から機器利用完了までの流れは以下の通りとなります。
 - （１） 本学の公式ウェブサイト利用可能な機器等が掲載されていますので確認してください。（<http://www.kyutech.ac.jp/research/request.html>）
 - （２） 機器について不明な点があれば、2.（１）に記載している機器管理責任者のメールアドレス（以下「担当アドレス」という。）までお問い合わせください。
 - （３） 機器利用を希望する場合は、依頼者連絡先、希望する委託分析・装置使用の内容、試料数等を「機器利用申込書（別紙様式）」に記載し日程とともに担当アドレスまでご相談ください。初めてのご利用や測定のための試料の前処理が必要な場合等は、機器管理責任者と直接面談し打ち合わせをしてください。
 - （４） 納期など確認の上、郵送にて機器利用を申し込む場合は、「機器利用申込書」に記入・捺印し、機器管理責任者の指定する郵送先に提出してください。ご利用が可能な場合は、機器管理責任者からメールにてご連絡させていただきます。

* 機器利用の内容や目的等によっては、ご利用をお断りする場合があります。

 - （５） 分析試料は、直接持参するか、または郵送してください。試料の返却をご希望の場合は必ずお申込み時にお申し出ください。
 - （６） ご利用開始前に「利用料金計算書」により予定料金をお知らせいたしますので、追加料金が発生する可能性を含めて、承諾の意思表示をいただいたうえで利用開始とさせていただきます。
 - （７） 機器利用終了後、「請求書」を発行します。
 - （８） 請求書が届きましたら、指定期日までに銀行振込で納付してください。
 - （９） 年間を通して頻繁に分析を希望される場合、事前に危機管理責任者へご相談下さい。一月単位での機器利用申込書と支払が可能です。

その他ご不明な点は、公式ウェブサイトに記載しております担当アドレスまでお問い合わせください。